

一般社団法人 江戸川北法人会源泉部会規程

(名 称)

第一条 本会は、一般社団法人江戸川北法人会源泉部会と称する。

(構成員)

第二条 本会は、一般社団法人江戸川北法人会会員のうち、本会の目的および事業に賛同する者
で組織する。

(事務所)

第三条 本会の事務所は、一般社団法人江戸川北法人会事務局内に置く。

(目 的)

第四条 本会は、一般社団法人江戸川北法人会の目的ののっとり、源泉徴収義務者として必要な
法規並びに取扱の研修を行うとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第五条 前条の目的を達成するために江戸川北税務署の協力により、下記の事業を行う。

1. 源泉所得税の法規並びに取扱などについての研修会、講習会の開催
2. 会員の知識向上に必要な座談会、講習会の開催
3. 会員相互の連絡協調
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役員の種類)

第六条 本会に、次の役員を置く。

部会長 1名 副部会長 6名以内 幹事 若干名

(役員を選任及び任期)

第七条 役員は、会員のうちから部会総会において選任する。

- 二 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、任期満了後も後任者が就任するま
ではその職務を行うものとする。

(役員職務)

第八条 部会長は、源泉部会を代表し、会務を総理する。

- 二 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 三 幹事は、部会長の定めた会務を分担する。

(会議の種類及び招集)

第九条 会議は、部会総会、臨時総会、役員会とし、部会長がこれを招集する。

(会議の開催)

第十条 部会総会は毎年1回事業年度終了から二ヶ月以内に開催し、臨時総会及び役員会は、
部会長が必要と認めたときに開催する。

- 二 会議の議長は、部会長がこの任にあたる。

(会議の議事)

第十一条 総会は、会員の3分の1以上が出席しなければ成立しない。但し、委任状をもって委任した会員は、出席したものとみなす。

二 役員会は、役員の過半数が出席しなければ成立しない。

三 会議の決議は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第十二条 総会は、次の事項を決議する。

1. 事業報告及び事業計画

2. 部会役員を選任

3. 役員会において総会に付議すべきことを決議した事項

(役員会)

第十三条 役員会は、役員全員をもって構成し、会務並びに緊急事項を審議し、総会に提出する議案その他必要と認める事項を決議する。

(議決事項の報告義務)

第十四条 部会長は、本会において議決した事項につき、遅滞なく、江戸川北法人会長に報告しなければならない。

(事業年度)

第十五条 本会における事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営費)

第十六条 本会の経費は、会費並びに一般社団法人江戸川北法人会よりの補助金をもって当てる。

(会費)

第十七条 本会の会費は、部会総会において決定する。

附 則

本会の規程に定めなき場合は、役員会の決議による。

本会の規程は、昭和55年4月1日より施行する。

附 則

第一条 この規程の一部改正は、平成3年9月12日より施行する

第二条 この規程の一部改正は、平成8年5月17日より施行する

第三条 この規程の一部改正は、平成15年5月16日より施行する